一般社団法人
東金労働基準協会
TEL 0475-52-1061
第105号
2026.1

東基協だより

【九十九里沖に降り注ぐ光芒】　　提供：湘南積水工業㈱　鬼武　政行 様

光芒とは雲の隙間から太陽の光が漏れ、放射状に地上に降り注いで見える現象で、
「薄明光線」「天使の梯子」などと呼ばれることもあります

みなさま
ご安全に！

目次

☆会長挨拶 …… 2
☆監督署長挨拶 …… 3
☆理事挨拶 …… 4～5
☆最低賃金改正 …… 6
☆労働災害発生状況 …… 7
☆労働時間の考え方 …… 8～9
☆化学物質管理強調月間 …… 10～11
☆理事会報告・受賞者紹介 …… 12
☆労働相談・事務組合 …… 13
☆講習会・新規加入事業所 …… 14
☆編集後記 …… 15
☆事業所紹介 …… 16

新年のご挨拶

一般社団法人 東金労働基準協会会長
㈱フジクラ　佐倉事業所長
山　中　正　義

新年あけましておめでとうございます。会員の皆さまにおかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の活動に多大なるご支援とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、東金基準監督署管内においては、件数は前年並みながら死亡災害が発生するなど、決して楽観できる状況ではありません。私たちはこの現実を直視し、重篤な災害をなくすための活動をさらに強化していかなければなりません。

これまで私は、「安全第一の浸透」「想定外を減らす努力」「風通しの良い職場づくり」「仲間が互いに関心を持つ職場」「活動の形骸化防止」などを、安全職場実現のための重要な施策として述べてまいりました。これらは一過性のスローガンではなく、継続して深めるべき基本方針です。本年もこの考え方を軸に活動を進めてまいります。

①安全第一を現場に根付かせる

安全は最優先です。「安全第一」は誰もが知っていますが、現場でその考え方に基づいた判断や行動ができているかが問われます。安全を犠牲にしたコスト削減や効率化は、決してあってはなりません。経営層から現場まで、全員が「安全第一」を自分ごととして捉え、日々の業務に反映させることが重要です。まず「安全」を考えるのです。

②「想定外」を減らす努力を続ける

安全衛生活動において、簡単に「安心」してはいけません。「ここまで対策を打てば大丈夫だ」という思考停止が、想定外の災害を招いています。想定外とされる災害の多くは、事前に危険を予測し、対策を講じることができたはずのものです。それが出来なかったのは、過去の成功に甘んじ、危険を見過ごした結果です。「これまで事故がないから安全だ」という考え方は、最も危険な落とし穴です。安全対策を講じても事故は起こりえるという危機感を常に持ち、潜在リスクを洗い出し続けることが必要です。

③風通しの良い職場をさらに進化させる

昨年強調した「職場の風通しの良さ」は、安全文化の強化に不可欠です。危険を感じたときに、誰もがためらわず声を上げられる職場でなければ災害は防げません。心理的安全性を確保し、失敗やヒヤリハットを報告しても非難されない職場風土をつくりましょう。情報が迅速に共有され、それを自分ごとと捉えて学ぶ風土は、安全職場への近道です。

④働く仲間への関心と相互啓発

安全文化の醸成には、仲間への思いやりが欠かせません。お互いの業務に関心を持ち、危険を感じれば声を掛け合う。指摘を受けたときには感謝の気持ちで受け止める。昨年紹介した「ブラッドリー曲線」における安全文化の最終段階は「相互啓発型」です。このような職場風土を目指して活動を続けます。

⑤活動の形骸化を防ぐ工夫

安全衛生活動は、決められたことをこなすだけでは意味がありません。参加者が新しい気付きを得て、安全意識が高まるような工夫が必要です。協会としても、研修や教育を通して、現場で役立つ情報を提供し続けます。

安全衛生活動に終わりはありません。簡単に「安心」せず、常に危機感と緊張感を持ち続けることが重要です。そのうえで、全ての事故は防ぐことができるという強い信念を持ち、行動を積み重ねていきましょう。安全で健康な職場の実現は、働く仲間の幸福に直結します。すなわち、私たちの活動は働く人々のWell-beingを支えるものです。

本年も、会員の皆さまのご理解とご協力を賜りながら、活動を充実させてまいります。皆さまとご家族にとって、安全で健康な、幸せな一年となりますよう心から祈念申し上げ、新年の挨拶といたします。

新年のご挨拶

東金労働基準監督署長
竹 中　広 治 郎

新年あけましておめでとうございます。

一般社団法人東金労働基準協会会員の皆様におかれましては、初春を健やかにお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

年頭にあたり、あらためて日頃の労働基準行政への御理解と御協力に深く感謝申し上げます。

本年は、働き方改革関連等労働行政を取り巻く環境に変化が訪れるかもしれませんが、「すべての人が安全で健康に、そして安心して働くことができる環境」のために業務に有機的かつ真摯に対応していくことには変わりなく、署員一丸となって、適法な労務環境の確立や関係法令の理解に向けた取組、労働災害防止対策や健康確保対策の推進、そして、迅速かつ公正な労災補償などに取り組んでまいります。本年も引き続きよろしくお願い申し上げます。

さて、昨年の労働災害発生状況を振り返りますと、令和７年１０月時点のデータですが、当署管内における休業４日以上の死傷災害（コロナ関連を除く）は３６６件（前年同期３６２件）で、うち死亡者数が４人（前年同期５人）というものでした。

昨年５月に「労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）」を発出し、個別の事業場訪問の際や説明会を開催した際、あるいは貴会のホームページを通じるなどして労働災害防止対策について呼びかけを実施しているところですが、労働災害発生状況のデータを受け、署員一同気持ちを引き締め、事業者の方々に更なる御理解を得るべく取り組んでまいる所存です。

署において労災補償の業務に携わっておりますと、このデータに表れないものとして、休業４日未満、あるいは不休の災害が数多くあるということを実感しておりますし、これらの災害発生状況を見ますと、働き方の多様化、あるいは働く方々の属性の多様化が、ますます深化しているというように感じるとともに、作業方法や保護具の使用方法について、法令に照らして問題があったと推認されるものが一定数あります。その背後にはいわゆるヒヤリ・ハットがさらに数多く存在するであろうと考えられることから、私たち労働基準監督署といたしましては、個別の事業場訪問にしても、あるいは説明会の開催にしても、よりきめ細やかな指導、説明に努めてまいりたいと考えているところです。

また、労働災害防止だけでなく、健康障害防止にも十分気を配っていく必要があります。現在は労働者数が５０人規模以上の事業場において法定義務とされているストレスチェックについて、今後３年以内にすべての事業場において義務化されることが、昨年の法改正で決定しております。このストレスチェックや従来から実施されている健康診断は、事後措置も適切に行うことが大切です。そうすることで、労働者の方々が、自身の心身の健康状態を正確に把握し、早め早めの対応を行えるようになり、結果として事業運営の安定化につながると考えます。

労働災害防止や健康障害防止のことについて述べさせていただきましたが、事業運営の安定化には、各労働者の労働時間の長短に関わりなく、賃金、年次有給休暇など適法な労務環境の確立も大切です。

今年は午年です。午年は行動力や活発さ、前向きに進む力を表す年だそうで、皆様の御理解、御協力を賜りまして、労働行政運営をより前向きに進められるよう努めてまいります。

結びに、一般社団法人東金労働基準協会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝を心より祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

理事年頭挨拶

会員事業所におかれましては、良い年をお迎えのことと存じます。
本年もよろしくお願い申し上げます。（敬称略・順不同）

【副会長】

今井　利彦（南総通運㈱）

「安全は事業継続の生命線」であることを再認識して、「安全第一」「品質第二」「収益第三」の優先順位をもって、安全職場づくりに本年も邁進してまいります。

東仲　栄治（日本ペイント・インダストリアルコーティングス㈱千葉工場）

１年間、ゼロ災害で過ごせるよう安全第一を忘れずに活動を推進してまいります。今年もご指導、ご協力よろしくお願いいたします。

石原　洋二（ベルテクス㈱千葉工場）

健康と安全を基盤に、働く人が安心できる快適な職場づくりを進め、ゼロ災に向けて全力で取り組んでまいります。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

桑原　明徳（パラマウントベッド㈱千葉工場）

新たな年を迎え、皆様のご安全とご健康を心よりお祈り申し上げます。本年も、職場の安心づくりに力を尽くしてまいります。

【理　事】

森重　美緒子（日本オーチス・エレベータ㈱芝山地区）

今年も健康保持と安全確保を基盤に、災害ゼロを目指した職場づくりを進めてまいります。引き続きよろしくお願いいたします。

澤野　栄男（鈴木土建㈱）

新しい１年が、皆さんにとって健康で、笑顔あふれる素晴らしい年になりますよう心からお祈り申し上げます。

篠崎　雅勝（出光ユニテック㈱千葉工場）

本年も、安全第一を礎に、協会会員の皆様とともに持続可能な職場づくりを実現してまいりましょう。

荒井　和好（下村特殊精工㈱松尾工場）

謹んで新春のお慶びを申し上げます。本年も安全で健康な職場環境づくりに尽力し、会員企業の更なる発展と皆様の幸せな一年を祈念いたします。

吉田　裕之（コクヨ㈱芝山工場）

皆様の弛まぬ安全への取り組み敬服いたします。その労が本年も継続され「無事故無災害」を目指し、共に活動を推進してまいりましょう。

鈴木　啓一郎（八街倉庫㈱）

本年も従業員の皆様が労働災害ゼロでありますように、安全・安心、より良い環境を目指して一緒に頑張りましょう。

村上　浩一（古河ユニック㈱佐倉工場）

本年も職場の安全性向上に駿馬のごとく対応してまいります。安全衛生に対する皆様の情熱が実を結び、平穏な一年となりますことご祈念申し上げます。

市橋　英樹（㈱飯沼本家）

原価の高騰など厳しい経営環境が続きますが、全社員が業績向上に向けて能力発揮できるよう、安全・健康に配慮した職場づくりに取り組みましょう。

深山　浩司（ソニーカスタマーサービス㈱東金テクノロジーサイト）

2026年は午（うま）年です。活気ある年になりますよう、馬のように駆け抜け、皆様とともに安心で健康を守る活動を推進していきたく、本年もよろしくお願いいたします。

石井　真里（㈱丸山製作所千葉工場）

新年あけましておめでとうございます。今年は「丙午（ひのえうま）」の年で、60年に一度巡ってくる特別な年とされております。今年一年が皆様にとって、情熱的で強く変化をもたらす一年になりますようお祈り申し上げます。

狩野　春夫（ＡＧＣ㈱)大網白里鉱業所）

目まぐるしく変化する環境下において、本年度も安全最優先で、職場の安全と安心して働ける環境作りに努めてまいります。引き続きよろしくお願いいたします。

柴田　健次（国民宿舎サンライズ九十九里）

本年も従業員の労働安全衛生の管理と無事故・無災害を継続しながら、地域の皆様にご愛顧いただける施設運営に努めてまいります。本年も何卒よろしくお願いいたします。

川島　正博（㈱両総）

本年も安全・安心な職場づくりにつとめます。協会会員の皆様のお役に立てるよう微力ですが頑張ります。

髙橋　勝幸（四川食品工業㈱）

コロナ禍が落ち着いたように見えますが、物価高騰は収まらず企業努力が問われる一年になりそうです。安全作業を心掛け、お互いに飛躍できる年にしたいと思います。本年もよろしくお願い申し上げます。

山角　一夫（湘南積水工業㈱）

物価高騰・猛暑など労働環境は引き続き厳しい状況と思います。本年も会員の皆様が安全・安心でご活躍する事を祈念申し上げます。

杉江　祐司（ＤＩＣ㈱総合研究所）

危険を見抜く力を養って、安全・安心な職場を提供できるよう努めてまいります。皆様が笑顔でいることを維持、また、皆様の安全・安心を祈念しております。

石井　一禎（ＴＯＴＯバスクリエイト㈱）

新年あけましておめでとうございます。皆様の安全への意識こそが、快適で安全な職場環境を築く基盤となります。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

大浦　文也（浮間合成㈱佐倉製造事業所）

「心と体」の健康無くして安全無し。会員の皆様が健康・安全で幸多き年になりますよう祈念いたします。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

戸蔵　雅寿（江戸鉄㈱佐倉工場）

本年も環境衛生部会員として、協会を通じて皆様の安全衛生活動のお役に立てるよう努力してまいります。本年も何卒よろしくお願いいたします。

東金労働基準監督署からのお知らせ

千葉県地域最低賃金

◇千葉県最低賃金につきましては、千葉県内で働くすべての労働者に対し、令和７年１０月３日から、以下の最低賃金が設定されています。

千葉県特定最低賃金

◇下記に示す特定の産業につきましては、以下の最低賃金が設定されています。

産業	最低賃金額	発行年月日
鉄鋼業	1,210 円	令和７年 １２月２５日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 （電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事務所を除く。）	1,169 円	令和７年 １２月２５日

※次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。
①１８歳未満又は６５歳以上の者
②雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
③清掃又は片付けの業務に主として従事する者
また、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」につきましては、担当する業務の内容により「千葉県最低賃金」の適用となる場合があります。詳しくは下記【お問い合わせ先】にご確認ください。

【お問い合わせ先】　最低賃金の詳しい内容につきましては
千葉労働局労働基準部賃金室（☎０４３－２２１－２３２８）または最寄りの労働基準監督署まで

業種別年別労働災害発生状況（新型コロナ関連を除く）

令和７年10月末日現在
東金労働基準監督署

発生年 / 業種	令和２年			令和３年			令和４年			令和５年			令和６年			令和６年（R6.10末）			令和７年（R7.10末）			対前年増減		
	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計
01 食料品製造		31	31		33	33		36	36		50	50	1	34	35	1	23	24		33	33	-1	10	9
02 繊維工業																								
03 衣服その他の繊維		1	1		1	1					1	1												
04 木材･木製品		3	3		3	3		5	5		5	5	1	3	4	1	3	4		1	1	-1	-2	-3
05 家具･装備品		1	1		1	1		1	1					1	1		1	1					-1	-1
06 パルプ等		2	2		4	4		3	3		3	3		4	4		2	2		3	3		1	1
07 印刷･製本		1	1		1	1														2	2		2	2
08 化学工業		11	11		12	12		11	11		12	12	1	10	11		7	7		10	10		3	3
09 窯業土石		8	8		4	4		7	7		10	10		6	6		5	5	1	6	7	1	1	2
10 鉄鋼業					1	1		3	3					2	2		1	1		2	2		1	1
11 非鉄金属								1	1		3	3		2	2		1	1					-1	-1
12 金属製品		31	31		30	30		22	22		30	30		32	32		22	22		22	22			
13 一般機械器具		4	4		7	7		12	12	1	8	9		7	7		7	7		5	5		-2	-2
14 電気機械器具					2	2		2	2		5	5								4	4		4	4
15 輸送機械製造		2	2		2	2		1	1		3	3		2	2		2	2					-2	-2
16 電気･ガス											1	1												
17 その他の製造		13	13		17	17		17	17		20	20		18	18		13	13		13	13			
01 製造業小計		108	108		118	118		121	121	1	151	152	3	121	124	2	87	89	1	101	102	-1	14	13
02 鉱業小計																								
01 土木工事		7	7		11	11		15	15	2	12	14		4	4		1	1		9	9		8	8
01 鉄骨･鉄筋家屋		8	8		4	4		3	3		4	4		4	4		3	3		2	2		-1	-1
02 木造家屋建築		2	2		3	3	1	2	3		1	1		2	2		1	1		1	1			
03 建築設備工事		1	1		2	2					2	2		2	2		1	1		1	1			
09 その他の建築工事		21	21		5	5		11	11		4	4		9	9		7	7		7	7			
02 建築工事		32	32		14	14	1	16	17		11	11		17	17		12	12		11	11		-1	-1
03 その他の建設	1	17	18		15	15		15	15		18	18		19	19		14	14	1	10	11	1	-4	-3
03 建設業小計	1	56	57		40	40	1	46	47	2	41	43		40	40		27	27	1	30	31	1	3	4
01 鉄道等		1	1		4	4		1	1		7	7		3	3		3	3					-3	-3
02 道路旅客		2	2		2	2		6	6		3	3		4	4		4	4					-4	-4
03 道路貨物運送		83	83	1	62	63		65	65		73	73		77	77		52	52		65	65		13	13
04 その他の運輸交通		1	1					1	1															
04 運輸交通業小計		87	87	1	68	69		73	73		83	83		84	84		59	59		65	65		6	6
05 貨物取扱小計		15	15		14	14	1	19	20		17	17		14	14		11	11	1	12	13	1	1	2
06 農林業小計		9	9	2	13	15	1	6	7		12	12		8	8		8	8		8	8			
07 畜産･水産業小計		1	1	1	3	4		3	3		2	2		4	4		4	4		1	1		-3	-3
01 卸売業		8	8		6	6		9	9		11	11		3	3		3	3		7	7		4	4
01 各種商品小売		15	15		14	14		8	8		4	4		10	10		5	5		7	7		2	2
02 自動車小売		3	3		3	3		3	3		3	3		2	2		2	2		3	3		1	1
03 家具等小売業		1	1											1	1		1	1					-1	-1
04 燃料小売業		1	1		3	3					1	1		1	1					2	2		2	2
05 新聞販売		12	12		15	15	1	13	14		9	9	2	11	13	2	10	12		5	5	-2	-5	-7
09 その他の小売業		49	49		38	38		41	41		51	51		45	45		30	30	1	25	26	1	-5	-4
02 小売業		81	81		73	73	1	65	66		68	68	2	70	72	2	48	50	1	42	43	-1	-6	-7
03 理美容業								2	2															
04 その他の商業		5	5		5	5		9	9		6	6		6	6		3	3		2	2		-1	-1
08 商業		94	94		84	84	1	85	86		85	85	2	79	81	2	54	56	1	51	52	-1	-3	-4
09 金融広告業					1	1		1	1		3	3		1	1		1	1		1	1			
10 映画･演劇業					1	1		1	1					1	1									
11 通信業		7	7		9	9		12	12		4	4		10	10		9	9		8	8		-1	-1
12 教育研究		6	6		9	9		10	10		6	6		3	3		3	3		1	1		-2	-2
01 医療保健業		8	8		11	11		8	8		11	11		15	15		9	9		6	6		-3	-3
02 社会福祉施設		47	47		67	67		54	54		57	57		52	52		32	32		35	35		3	3
03 その他の保健衛生		1	1																					
13 保健衛生業		56	56		78	78		62	62		68	68		67	67		42	42		41	41		-1	-1
01 旅館業		7	7		5	5		4	4		2	2		6	6		6	6					-6	-6
02 飲食店		16	16		10	10		18	18		19	19		24	24		20	20		15	15		-5	-5
01 ゴルフ場		5	5		15	15		17	17		15	15		11	11		9	9		11	11		2	2
02 公園･遊園地		1	1					1	1		1	1		1	1		1	1		1	1			
09 その他の接客		2	2		4	4		1	1		5	5		1	1					2	2		2	2
03 その他の接客		8	8		19	19		19	19		21	21		13	13		10	10		14	14		4	4
14 接客娯楽		31	31		34	34		41	41		42	42		43	43		36	36		29	29		-7	-7
15 清掃･と畜		20	20		16	16		21	21		16	16	1	14	15	1	11	12		11	11	-1		-1
16 官公署																								
17 その他の事業		5	5		13	13		14	14		7	7		7	7		6	6		3	3		-3	-3
合計	1	495	496	4	501	505	4	515	519	3	537	540	6	496	502	5	357	362	4	362	366	-1	5	4

1. 東金労働基準監督署管内は、東金市、佐倉市、八街市、山武市、大網白里市、山武郡、印旛郡酒々井町である。
2. 令和7年の統計は、令和8年3月末で確定する。

労働時間の考え方

相談多発!!

労働基準法の改正により、**中小企業でも2020年４月から「時間外労働の上限規制(※)」が適用されます**（大企業は2019年４月から適用）。

このリーフレットでは、労働基準監督署へのお問合せが多い「『研修・教育訓練』等が労働時間に該当するか否か」について、実際の相談事例をもとに解説します。

労働時間の適正な管理にお役立てください。

※　時間外労働の限度時間を原則月45時間、年360時間とし、臨時的な特別な事情がある場合でも、年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間以内（休日労働含む）と設定。

労働時間とは

・**労働時間**とは、**使用者の指揮命令下に置かれている時間のこと**をいいます。

・**使用者の明示または黙示の指示により労働者が業務に従事する時間**は、労働時間に該当します。

研修・教育訓練の取扱い

●**研修・教育訓練**について、**業務上義務づけられていない自由参加のもの**であれば、その研修・教育訓練の時間は、**労働時間に該当しません。**

※　研修・教育訓練への不参加について、就業規則で減給処分の対象とされていたり、不参加によって業務を行うことができなかったりするなど、事実上参加を強制されている場合には、研修・教育訓練であっても労働時間に該当します。

【相談事例】

労働時間に該当しない事例

①終業後の夜間に行うため、弁当の提供はしているものの、参加の強制はせず、また、参加しないことについて不利益な取扱いもしない勉強会。

②労働者が、会社の設備を無償で使用することの許可をとった上で、自ら申し出て、一人でまたは先輩社員に依頼し、使用者からの指揮命令を受けることなく勤務時間外に行う訓練。

③会社が外国人講師を呼んで開催している任意参加の英会話講習。なお、英会話は業務とは関連性がない。

労働時間に該当する事例

（参考）事例中の実線と破線は、「使用者の指示」「労働者が業務に従事する時間」であると考えられる箇所

①使用者が指定する社外研修について、休日に参加するよう指示され、後日レポートの提出も課されるなど、実質的な業務指示で参加する研修。

②自らが担当する業務について、あらかじめ先輩社員がその業務に従事しているところを見学しなければ実際の業務に就くことができないとされている場合の業務見学。

ワンポイントアドバイス　会社での「研修・教育訓練」の時間が労働時間に該当するかについては、あらかじめ労使で取扱いを話し合い、確認しておきましょう（**裏面参照**）。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

仮眠・待機時間の取扱い

●仮眠室などにおける**仮眠の時間**について、**電話等に対応する必要はなく、実際に業務を行うこともないような場合**には、**労働時間に該当しません。**

【相談事例】

労働時間に該当しない事例

仮眠時間や休憩時間と設定していても、電話や来客があった際に対応を要する場合は、手待ち時間として全て労働時間となります。

①週１回交代で、夜間の緊急対応当番を決めているが、当番の労働者は社用の携帯電話を持って帰宅した後は自由に過ごすことが認められている場合の当番日の待機時間。

!!

労働時間の前後の時間の取扱い

●**更衣時間**について、**制服や作業着の着用が任意**であったり、**自宅からの着用を認めているような場合**には、**労働時間に該当しません。**

●交通混雑の回避や会社の専用駐車場の駐車スペースの確保等の理由で**労働者が自発的に始業時刻より前に会社に到着**し、**始業時刻までの間**、**業務に従事しておらず**、**業務の指示も受けていないような場合**には、**労働時間に該当しません。**

直行直帰・出張に伴う移動時間の取扱い

●**直行直帰・出張に伴う移動時間**について、**移動中に業務の指示を受けず、業務に従事することもなく**、**移動手段の指示も受けず、自由な利用が保障されているような場合**には、**労働時間に該当しません。**

【相談事例】

労働時間に該当しない事例

①取引先の会社の敷地内に設置された浄化槽の点検業務のため、自宅から取引先に直行する場合の移動時間。

②遠方に出張するため、仕事日の前日に当たる休日に、自宅から直接出張先に移動して前泊する場合の休日の移動時間。

ワンポイントアドバイス

会社での「研修・教育訓練」の取扱いについて

●労働時間に該当しないとする場合には、上司がその「研修・教育訓練」を行うよう指示しておらず、かつ、その「研修・教育訓練」を開始する時点において本来業務や本来業務に不可欠な準備・後処理は終了しており、労働者はそれらの業務から離れてよいことについて、あらかじめ労使で確認しておきましょう。

●具体的には、「研修・教育訓練」について、通常の勤務場所とは異なる場所を設けて行うことや、通常勤務でないことが外形的に明確に見分けられる服装により行うことなどを定め、こうした取扱いの実施手続を書面により明確化することが望ましいと考えられます。

このリーフレットで示した事例は、個別の事案に関する対応をもとに作成したものです。個別の会社における労働時間の取扱いについては、お近くの都道府県労働局（監督課）または労働基準監督署にご相談ください。

事業者の皆さまへ

第２回

化学物質管理強調月間

2026（令和8）年2月1日（日）～28日（土）

化学物質管理強調月間スローガン

慣れた頃こそ再確認
化学物質の扱い方

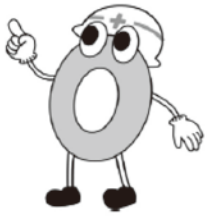

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

化学物質管理強調月間は、職場における自律的な化学物質管理活動を推進し、危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図ることを目的として創設されました。
リスクアセスメント対象物が大幅に拡大され、対策を講ずべき事業場の範囲が、従来の製造業中心から第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大します。
業種に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造・取り扱い等を行う全ての事業場において、新たな化学物質規制に基づく管理が徹底されることが重要です。

対象事業場は？

- **小売業、社会福祉施設や旅館業などを含む全業種です。**
- 特に従来対策の中心であった製造業のみならず**第三次産業(商業、保健・衛生業、接客娯楽業等)や中小零細事業場を重点**として、化学物質管理を広く浸透させることを目的としています。
- **リスクアセスメント対象物(＝ラベル表示・SDS交付義務が課された物質)を含む業務用洗剤等(ホームセンター等で提供されているものを含む)を使用している場合も含まれます。**

化学物質管理活動とは？

- 取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（SDS）等による危険有害性等の確認
- **化学物質管理者の選任(全業種対象・令和６年４月１日から義務化)状況の確認**
- **リスクアセスメントの実施**とその結果に基づくばく露濃度の低減措置　などの活動を行います。

リスクアセスメントとは？なぜリスクアセスメントを実施するの？

- リスクアセスメントとは、事業者及び労働者がその危険性や有害性を認識し、事業者が労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積り、**リスクの低減対策を検討することです。**
- これにより、化学物質の危険有害性によって起こりうる労働災害の未然防止に繋げることがリスクアセスメントの目的になります
- **令和５年４月１日からリスクアセスメント結果等の保存が義務付けられました。(最低３年間)**

リスクアセスメントはどのようにして実施すればいいの？

- リスクアセスメントは大きく次の５つのステップで実施します。
- 1．化学物質などによる危険性または有害性の特定
- 2．リスクの見積り
- 3．リスク低減措置の内容の検討
- 4．リスク低減措置の実施
- 5．リスクアセスメント結果の労働者への周知
- 各ステップの概要については、パンフレット等で確認することができます

(パンフレット)
労働災害を防止するため
リスクアセスメントを実施しましょう

化学物質のリスクアセスメント実施支援

「職場の安全サイト」では化学物質の危険有害性に応じたリスクアセスメントを着実に実施するための情報等を提供しています。

■職場のあんぜんサイト(化学物質のリスクアセスメント実施支援)
https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm#h2_2

東金労働基準監督署

令和７年度 第２回理事会

１１月１７日（月）、東金商工会議所／商工会館において、令和７年度第２回理事会を、東金労働基準監督署の竹中広治郎署長ご臨席のもとに開催いたしました。竹中署長からはご挨拶並びに情報のご提供を頂きました。当日審議した議題は次のとおりです。

（第１号議案）令和７年度上半期事業運営状況報告について
（第２号議案）令和７年度上半期予算執行状況報告について
（第３号議案）令和７年度協会表彰（優良事業場、功績賞、永年勤続表彰）並びに安全・衛生週間優秀標語の審査について
（第４号議案）令和７年度安全祈願祭の日程について
（第５号議案）令和８年度第１回理事会及び定時総会の日程について

第１号議案から第５号議案について、事務局の提案通り承認されました。なお、理事会資料並びに議事録は協会事務局に備付けておりますので、必要があればお知らせください。

山中会長挨拶

竹中署長挨拶

令和7年度 千葉県産業安全衛生大会

第７５回「千葉県産業安全衛生大会」が１０月３１日（金）に青葉の森公園芸術文化ホールで開催され、「私たちは本大会を契機に、今一度、人命尊重という基本理念を胸に刻み、労働災害ゼロ、働く全ての労働者が心身ともに健康で安心して働ける職場環境の実現に向けて、全力で取り組むこと」を盛り込んだ大会宣言が採択されました。

また、大会において各種表彰が行われ、当協会からは次の事業場、個人の方々が表彰を受けられましたのでご報告いたします。おめでとうございます。（敬称略）

【（公社）千葉県労働基準協会連合会長表彰】

〈安全管理優良事業場賞〉
湘南積水工業株式会社

〈衛生管理優良事業場賞〉
高圧ガス工業株式会社
佐倉工場

〈安全管理功績賞〉
大橋　宗和
（湘南積水工業株式会社）

『労務管理・労働相談センター』

社会・経済情勢が目まぐるしく変化する中で、ますます複雑化する産業界の労働問題に対処すべく東金労働基準協会では、事業所の安全・安心・健康な職場づくりのお手伝いをしています。事業所で生じている労働問題、職場の健康、安全管理等でお困り、お悩みの事業者、労働者からの相談に**無料**で対応し、社会保険労務士が必要なアドバイスをいたしております。是非、ご活用いただければ幸いです。ご相談いただく場合は、事前に電話でご予約ください。

☆**相談日**　毎月第３水曜日
※都合により開催日が変更になる場合があります。協会までお問い合わせください。

☆**時　間**　午前１０時～午後４時

☆**場　所**　（一社）東金労働基準協会（〒283－0802　東金市東金587－6）
電話：0475－52－1061　ＦＡＸ：0475－52－0104

☆**担当者**　社会保険労務士

☆**相談内容の一例**
★解雇、賃金不払い、懲戒、リストラ、配置転換、合併、雇用調整金
★労働時間、年休、サービス残業、過労病死、メンタル疾患、労災補償
★労働契約、就業規則、賃金制度、退職、パワハラ、セクハラ、いじめ
★産前・産後育休、育児・介護休業、短時間勤務、育児支援措置
★職場の健康管理、メンタルヘルスケア、休業後の職場復帰
★パートタイム、アルバイト、嘱託、派遣、外国人労働者

『労働保険事務組合』

この制度は、中小企業の事業主団体が、その構成員である事業主等の委託を受けて、事業主に代わって労働保険料の申告・納付その他労働保険に関する各種の届出等の事務手続きを行うことにより、中小企業の事務処理の負担を軽減し、労働保険の適用促進及び労働保険料の適正な徴収を図る制度です。東金労働基準協会は、厚生労働大臣の認可を受けた団体です。事務の効率化、省力化の為、委託を検討されてはいかがでしょうか。

【委託できる事業主】
・金融・保険・不動産・小売業にあっては、50人以下の事業主
・卸売の事業・サービス業にあっては、100人以下の事業主
・その他の事業にあたっては、300人以下の事業主

【委託できる事務の範囲】
⑴概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
⑵保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
⑶労災保険の特別加入の申請等に関する事務
⑷雇用保険の被保険者に関する届出等に関する事務
⑸その他、労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

【事務処理委託のメリット】
１．労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので、事務の手間が省けます。
２．労働保険料の額に関わらず、労働保険料を３回に分割納付できます。
３．労災保険に加入することができない事業主や家族従業者なども、労災保険に特別加入できます。

事業・講習会のお知らせ

〔令和７年度行事・講習会〕

☆安全祈願祭	１月22日（木）	「成田山新勝寺」
☆監督署・職安への届け出講習	２月19日（木）	「のぎくプラザ」
☆危険予知訓練（KYT）講習	３月12日（木）	「のぎくプラザ」

〔令和８年度講習会：上期分〕

☆新規採用者安全衛生教育	５月22日（金）	「のぎくプラザ」
☆低圧電気取扱業務特別教育	５月27日（水）	「のぎくプラザ」
☆粉じん作業特別教育	６月11日（木）	「のぎくプラザ」
☆職長等監督者安全衛生教育	７月２日（木）・３日（金）	「のぎくプラザ」
☆研削砥石取替え等特別教育	７月９日（木）	「のぎくプラザ」

※現時点では講習会の日程については一部調整中です。決定次第に随時ホームページにアップしますのでご確認ください。また、４月上旬には定時総会のご案内と共にお知らせします。

〔行事・会議等：上期分〕

☆令和８年度第１回理事会	４月17日（金）	「東金商工会議所／商工会館」
☆安全部会	５月８日（金）	「協会事務所」
☆広報部会	５月12日（火）	「協会事務所」
☆令和８年度定時総会	５月14日（木）	「東金商工会議所／商工会館」
☆安全週間説明会	６月５日（金）	「東金文化会館」
☆環境衛生部会	７月７日（火）	「協会事務所」
☆衛生週間説明会	９月４日（金）	「東金文化会館」
☆労務管理講習会	９月予定	「のぎくプラザ」

新規加入事業所紹介　6月1日～11月30日

●伊藤綱人社労士事務所
所在地：東金市

●株式会社サガワ東金ＣＳＣ
所在地：東金市

●株式会社ベイライン
所在地：大網白里市

●椎名木材株式会社
所在地：東金市

編集後記

新しい年を迎え、寒さによる体調不良や路面凍結による転倒・交通事故には十分ご注意ください。安全は一人ひとりの意識と声掛けから始まります。自分も巡視の中で多くの人に声がけをしていこうと思います。本年も「無事故・無災害」を目指し、会員皆様の健康と安全が守られる一年となることを心より祈念いたします。　**笹野　博幸**

昨年は、物価上昇の長期化や災害級の暑さ、労働安全に関わる制度改正など、社会全体が変化に直面した一年でした。そのような中でも、会員の皆様が日々の現場で安全確保に取り組んでこられた努力に、心より敬意を表します。２０２６年も引き続き、安心して働ける環境づくりをともに進めていければ幸いです。　**桑原　明徳**

昨年夏の日本の平均気温は観測史上最高となり、熱中症など気候変動の影響が深刻化しています。また、高齢労働者の増加にともなうエイジフレンドリーな職場づくりや長時間労働の是正、新技術導入による新たなリスク対応なども課題となっています。安全で健康な職場づくりを一層推進していきましょう。会員の皆様のご安全とご健康を心より祈念いたします。

岩本　　潮

今年は早い時期からインフルエンザが流行しており、所内でもお子様からもらったなどで罹患される方がいらっしゃる状況です。秋季健康診断に併せてインフルエンザ予防接種を実施しましたが、今年は例年より予防接種を打たれる方が多く、所員の皆様も敏感になっています。流行のピークアウトが早く訪れることを期待しています。　**杉江　祐司**

近年、大きな自然災害が各地で発生しているという報道が多く聞かれます。地球温暖化の影響とも言われており、春と秋が極端に短く、夏の猛暑と冬の寒波が強くなっているように感じます。その変化に対し人は体の順化が遅れ、体の不調、メンタル不調にも繋がりやすいです。日常に適度な運動を取り入れ、心身共に健康な生活を送りましょう。　**荒井　和好**

私は丙午生まれです。来年の干支は６０年に一度の丙午で、元の干支に戻ってしまい、ついに還暦…です。これを読んでくれた若い方へ、６０年後に振り返った時、充実した人生となるようお過ごしください。ちなみに、来年は情熱と行動力で大きな飛躍や変化が期待できる年とのことです。　**山角　一夫**

編集委員　笹野　博幸　古河ユニック㈱佐倉工場
桑原　明徳　パラマウントベッド㈱千葉工場
岩本　　潮　㈱フジクラ佐倉事業所
杉江　祐司　ＤＩＣ㈱総合研究所
荒井　和好　下村特殊精工㈱松尾工場
山角　一夫　湘南積水工業㈱
橋本　博典　(一社)東金労働基準協会事務局
助 言 者　和田　武馬　東金労働基準監督署監督課長

発行所（一社)東金労働基準協会
〒283-0802 東金市東金587－6
南総通運㈱旧本社ビル３階
TEL 0475-52-1061
FAX 0475-52-0104
編集･発行責任者　橋本　博典
印刷所　山武印刷有限会社

事業所紹介

☆高圧ガス工業株式会社 佐倉工場

【所在地】

本　　社：大阪府大阪市北区中崎西２－４－１２
佐倉工場：千葉県佐倉市石川６２０－１

【事業概要】

当社は建設、橋梁、造船、機械等向けの溶解アセチレンを主体とした各種高圧ガスの製造・販売、合成樹脂系接着剤を主体とした化成品の製造・販売を主たる業務としています。当事業所においては水性接着剤、水性塗料用樹脂、瞬間接着剤等の生産を行っています。また、事業所内には東京研究所が併設されており、顧客に密接した環境にやさしい製品づくりをモットーにしています。

【企業理念】

人と技術と環境の調和。無限の可能性に挑む

【安全衛生活動】

本社に安全衛生推進室を置き、関係法改正の通知や対応、監査を行い、各事業所の安全衛生活動について一元管理しています。

当事業所では安全衛生委員会のもと、安全管理者と衛生管理者が毎週工場を巡回し、不備や危険の芽があれば即担当責任者に改善指導を行い、安全衛生を推進しています。

【安全衛生スローガン】

安全はまかせず 頼らず 手を抜かず 今日も作るぞ
「ゼロ災職場」（令和７年度）
みんなで摘もう危険の芽、みんなで咲かそう安全の花（令和６年度）

☆菅原工芸硝子株式会社

【所在地】

本社：千葉県山武郡九十九里町藤下７９７
（会社HP：www.sugahara.com）

【事業概要】

１９３２年創業した当社は、その歴史の始めより一貫して手仕事によるガラス製造にこだわってきました。日々、職人たちがものづくりに熱中し、切磋琢磨する工房の様子は創業より変わることのない光景です。使い手の暮らしを彩り、寄りそうものであること。私たちのものづくりへの想いは、すべてここに行き着きます。心が明るくなるような、ガラスならでの輝きや色彩、暮らしのシーンを演出するデザイン、そして、手にした瞬間に思わず微笑んでしまうような、大切な方をもてなすときに使いたくなるような、そんなぬくもりを持ったガラスを当社はお届けします。

【労働安全衛生方針】

安全衛生活動を通じて労働災害の撲滅を目指すとともに、安全・安心な職場環境を実現する。

＜活動項目＞

・職場巡視・点検：

定期的に職場を巡回し、設備や作業方法に潜む危険個所や不安全状態を発見し、改善を行う。

・安全衛生教育：

雇用時教育、健康教育などを通じて、従業員の安全衛生に関する知識と意識を高める。

・健康管理：

健康診断の実施、メンタルヘルスケア、治療と仕事の両立支援、熱中症予防など、従業員の心身の健康維持促進を図る。